

秋田県道路除雪オペレーター表彰（ジュニアマスター部門）要領

（目的）

第1条 秋田県管理の道路除排雪業務において、意欲を持った比較的若い除雪オペレーターを表彰し、オペレーターの社会的評価の向上を図るとともに、除雪業務に対するさらなる取り組み意欲や、マスターに達するまでの技術・技能の向上を促すことで、次世代の除雪体制確保に資することを目的とする。

（表彰者の推薦）

第2条 地域振興局長は、前年度の除排雪業務を受託した各企業体から、別に定める選定基準に基づいて、推薦を受ける。

- 2 推薦人数は、1企業体につき原則構成員の数までとする。
- 3 すでにこの要領で定める表彰を受けたことがある者は、推薦できない。

（表彰者の審査）

第3条 地域振興局長は、推薦された者に対し、別に定める選定基準に基づいて、審査を行い決定する。

- 2 表彰者の選考に当たり必要があるときは、表彰審査委員会を置くことができる。

（表彰の方法）

第4条 地域振興局長は、表彰を決定した者に、表彰状を贈呈する。

（表彰の時期）

第5条 表彰は、秋田県優良工事地域振興局長表彰と同時期に行う。

（報告）

第6条 地域振興局長は、道路課長へ表彰者を報告する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

（付則）

この要領は、平成30年12月1日から施行する。